

令和7年度 第2回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和7年度第2回仁淀川町農業委員会定例総会を

令和7年7月29日仁淀川町林業振興センター2階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席者状況

農業委員 出席12名

農地利用最適化委員 出席6名

事務局 出席5名

3. 議案

議案第3号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第4号…農地法第5条の規定による許可申請の審議について

議案第5号…非農地証明願の審議について

その他

開会 午前9時30分

事務局（●●）令和7年度第2回農業委員会定例総の開会宣言

本日の農業委員出席数は12名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員（7番 ●● ●●委員 9番 ●● ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第3号（農地法第3条の規定による許可申請の審議について）

○受付第10号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、住所 高知県高知市●● ●●番地●●

氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 無職

譲受人は、住所 京都府京都市●● ●●番地●●

氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 会社員

土地の所在地番は、●●字●● ●●番● 面積●●㎡

地目は台帳現況ともに畑

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

7月25日事務局立ち会いのもと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
 2. 取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
 3. 年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
 4. 所得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第11号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、住所 高岡郡佐川町●●-●●

氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 大工

譲受人は、住所 高知市●●-●●

氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 看護師

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 108 m²

地目台帳現況ともに畑

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農地推進委員 ●● ●●委員〕

事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
 2. 取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
 3. 年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
 4. 所得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第12号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、住所 仁淀川町●● ●●番地●●

氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 農業

譲受人は、住所 仁淀川町●● ●●番地

氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 公務員兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番地 面積 663 m²

地目、台帳・現況ともに畑

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
 2. 取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
 3. 年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
 4. 所得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第13号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、住所 大阪府●● ●●番地●●
氏名 ●● ●さん 年齢 ●●歳 職業 自営業大工
譲受人は、住所 仁淀川町●● ●●番地●●
氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 会社員
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 772 m²
地目は台帳現況ともに畑
譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●● ●●委員〕

事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
 2. 取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
 3. 年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
 4. 所得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第14号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、住所 大阪府●● ●●番●●号
氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 無職
譲受人は、住所 高知市●● ●●番●号
氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 農業
土地の所在は、●●字●● ●●番● 台帳現況ともに畑 面積 617 m²、
●●字●● ●●番● 台帳現況ともに畑 面積 354 m²
●●字●● ●●番● 台帳現況ともに畑 面積 289 m²
●●字●● ●●番● 台帳現況ともに畑 面積 4.64 m²

●●字●● ●●番● 台帳現況ともに畑 面積 416 m²
●●字●● ●●番 台帳現況ともに畑 面積 2298 m²
●●字●● ●●番● 台帳現況ともに畑 面積 903 m²

合計 4881.64 m²

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
 2. 取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
 3. 年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
 4. 所得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 15 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、住所 仁淀川町●● ●●番地●

氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 農業

譲受人は、住所 高知市●● ●●番●●

氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 256 m²

地目は台帳現況ともに畑。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
 2. 取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
 3. 年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
 4. 所得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 16 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、住所 仁淀川町●● ●●番地

氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 無職

譲受人は、住所 高知市●● ●●番●●

氏名 ●● ●●さん 年齢 ●●歳 職業 農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 台帳現況ともに畑 面積 192 m²

●●字●● ●●番 台帳現況ともに畑 面積 102 m²

合計面積 294 m²

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
 2. 取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
 3. 年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
 4. 所得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 4 号（農地法第 5 条の許可申請書審議）

○受付第 3 号

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、住所 高知市●● ●●番●●号

氏名 ●● ●●さん

譲受人は、住所 仁淀川町●●

氏名 ●● ●●さん

土地の所在は、●字●● ●●番● 面積 54 m²

地目は台帳現況ともに畑

この申請は、林業研修生用住宅の建築を計画しておりまして、

その建築予定地の一部が農地であることから 5 条に基づく転用申請を行うものになります。

〔地区担当農地推進委員 ●● ●●委員〕

現地確認を 7 月 23 日に行いました。本請求は、●● ●●氏所有農地を●●へ所有移転し、
林業研修生用住宅を建設します。2 棟でございます。

事業実施の確実性について

転用行為の妨げとなる権利を有するものについては該当がありません。

行政庁の許認可、制約等には該当がありません。

許可後、遅延なく速やかに実施されることを確認しました。

この農地は休耕状態で、利便性が良く効率的な運用管理ができるということもあり、この農地のほかに適正な土地はありません。

農地転用面積は建物を建築するのに必要最低限の面積であり、一般的なものと比較しても過大なものではないことから適正と思われます。

被害防除については土砂の流出や崩壊、その他の災害には問題ないと思われます。

農業排水施設の機能は影響がないと確認しました。

周辺農地の営農条件への支障については問題がないと確認しました。

以上の確認の結果、問題がないと判断いたします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 4 号

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、住所 高知市●● ●●番●●号

氏名 ●● ●●さん

譲受人は、住所 仁淀川町●● ●●

氏名 ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●●2728 番 5 面積 1,825 m²

地目は台帳現況ともに畑。

転用理由は、この申請は、5 条申請に基づく一時転用として、3,530 平米のうち、一部をキャンプ場として一時的に利用するものとなっております。

〔地区担当農地推進委員 ●● ●●委員〕

はい、この一時転用の申請につきましては、7 月の最初に現地確認を実施いたしました。

この農地はですね、昨年、11 月の農業委員会において、農地除外申請をして、県との協議が終わり、農振地からは除外されたものになります。

事業実施の確実性について

転用行為の妨げとなる権利を有するものについては該当がありません。

行政庁の許認可、制約等には該当がありません。

許可後、遅延なく速やかに実施されることを確認しました。

この農地は休耕状態で、利便性が良く効率的な運用管理ができるということもあり、この農地のほかに適正な土地はありません。

農地転用面積は建物を建築するのに必要最低限の面積であり、一般的なものと比較しても過大なものではないことから適正と思われます。

被害防除については土砂の流出や崩壊、その他の災害には問題ないと思われます。

農業排水施設の機能は影響がないと確認しました。

周辺農地の営農条件への支障については問題がないと確認しました。

以上の確認の結果、問題がないと判断いたします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 5 号（非農地証明願の審議について）

○受付第 1 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人 住所 高知市●● ●●番●号

氏名 ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●-●● 面積 18,375 m²

地目は台帳畑、現況山林

転用された年月日 年月日不詳

転用した理由及び現在の状況 おおよそ 50 年以上前から山林となっている。

〔地区担当農地推進委員 ●● ●●委員〕

現地確認を 7 月 7 日に事務局と実施しました。

当農地は、およそ 50 年前から耕作放棄地となり、植林され、現在は山林状態となっております。

今後、農地への復旧はもう不可能と判断しました。

以上の確認の結果、審議のほどよろしくお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 2 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人 住所 仁淀川町●● ●●番地

氏名 ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番地 面積 7,554 m²

地目は台帳畑、現況山林

転用された年月日 年月日不詳

転用した理由及び現在の状況 約 20 年前から山林となっている。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

本日欠席の為、事務局より代理で報告させていただきます。

現地確認を 7 月 23 日に事務局と実施しました。

現地は、約 20 年前から山林ということで、実際のところ、雑木林となっております。

農地への復旧は困難であると認めます。以上の確認の結果、審議のほどよろしくお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 3 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人 住所 高岡郡●● ●●-●●

氏名 ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●-●● 地目台帳畑、現況山林 面積 173 m²

●●字●● ●●-●● 地目台帳畑、現況山林 面積 173 m²

●●字●● ●●-●● 地目台帳田、現況山林 面積 797 m²

転用された年月日 年月日不詳

転用した理由及び現在の状況 約 30 年前所有者が町外へ出たため管理できなくなり
山林となっている。

〔地区担当農地推進委員 ●● ●●委員〕

現地確認を 7 月 15 日に事務局と実施しました。

当農地は、およそ 30 年前から耕作放棄地となり、現在は山林状態となっております。

今後、農地への復旧はもう不可能と判断しました。

以上の確認の結果、審議のほどよろしくお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

以上で令和 7 年度第 2 回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 10 時 20 分

上記の会議の次第は、事務局職員●● ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員